



学童保育所のご案内

学童保育とは

学童保育所は保護者の就労、疾病、その他の事情により家庭で保育できない児童を対象に、指導員が保護者に代わって一緒に遊び学ばせながら児童の健全育成を図ることを目的とした児童福祉施設です。

入所できる基準

学童保育所に入所できる児童は、保護者が次のいずれかの状況にあつて保育することができないと認められる場合で、かつ同居の親族、その他の人が保育することができないと認められる場合です。

- ① 保護者が、昼間仕事をするを常態としているため児童の保育ができない。
- ② 母親が妊娠・出産（産前8週～産後8週のみ）のため児童の保育ができない。
- ③ 保護者が病気又は心身に障がい有しているため児童の保育ができない。
- ④ 長期にわたり病気又は心身に障がい有する同居の親族を常時介護しているためその児童の保育が出来ない。
- ⑤ 前各号に類する状態にあるためその児童の保育ができない。

保育時間時間

平日・・・・・・・・・・授業終了後から～午後5時30分

土曜日、春夏冬休み・・・午前8時30分～午後5時30分

*午後5時30分まで就労でお迎えに来られない方、または、土曜日、春夏冬休み、学校行事の振替休日等で、8時30分以前に利用したい場合は、ご相談ください。別途申請頂き次の延長時間利用が可能になります。

・延長降所時間：午後5時30分～午後6時までの間（土曜日を除く）

・延長登所時間：午前8時～午前8時30分の間（1日開所日）

いずれも、就労状況等を確認し利用時間を許可しますので、必ず申請が必要です。

（日曜・祝日、12月31日～1月5日はお休みです）

利用料

利用料は、入所するお子さんの世帯の課税状況に応じて決定になります。

区分	料金
生活保護世帯 町民非課税世帯	無料
上記以外の世帯	1ヶ月 4,800円 8月・1月は 7,200円

* 4月～8月の利用料は、令和6年度の9月～翌3月の利用料は、令和7年度の課税状況で算出されます。

* 9月に再度算定するため年度の途中で利用料が変更となる場合もあります。

入所申し込み時に必要な書類

誰が	どの書類を
全員が必ず	① 学童保育所入所申込書
	② 学童保育所入所児調査票
	③ 学童保育所児童票
	④ 口座引落依頼書
保護者がお仕事をしているため学童を利用したい方	⑤ 就労証明書
お母さんの妊娠・出産のため学童を利用したい方	⑥ 母子手帳のコピー
病気又は心身の障がいなどのため学童を利用したい方	⑦ 医師の診断書等
令和6年1月1日現在、美幌町に住民登録がない保護者	⑧ 令和6年度所得・課税証明書

申請書の書き方

- ① 児童の生年月日は、正確に記入してください。
- ② 児童の家族の状況欄は、児童と生計を同一にする世帯全員について記入してください。
- ③ 職業欄は、父親、母親、祖父母等が勤務している場合は勤務先を、自営業の方は自営業（〇〇農業・〇〇商店）等と記入してください。
- ④ 緊急連絡先は、必ず記入して下さい。日中連絡が可能である連絡先をお願いします。
- ⑤ 就労証明書はお仕事している保護者皆さんの分を提出してください。記入するのは事業所のご担当者様です。なお、きょうだいがいるご家庭で令和7年度の学童保育所や認定こども園など継続の手続きの際に就労証明書を提出しているご家庭は、省略して構いません。

入所児童の選考

学童保育所は、保育を必要とする児童をお預かりすることが目的です。入所決定は、雇用状況等及び必要に応じ家庭の実態等を調査し、入所判定委員会にて保育を必要とする優先度の高い児童から入所決定となりますので、定員を超過した場合にはご利用できない場合もあります。

その他

- ① 集団生活が可能なお預かりしますが、入所後、指導員の方で集団での生活が困難とみなされた場合、個別に相談させていただくこともございますので、ご了承ください。
- ② 心身に障がいのある児童、特別に支援が必要な児童（特別支援学級在籍又は在籍予定）、又は大きな病気をしたことがある児童は、申請時に必ずその旨申し出てください。

申請書交付・受付期間

- 受付期間 ■令和7年度新入学児 令和7年2月17日（月）まで
■上記以外は随時受付しています

☆役場開庁時間（午後5時30分まで）に来られない方はご相談下さい。

提出場所 美幌町役場 1階 児童支援グループ（窓口5番）

ご不明な点がございましたら

児童支援グループ TEL0152-77-6541 へお問い合わせください。

